

2013年10月23日 全16頁

純粋持株会社等における インサイダー軽微基準

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年9月4日、昨年（2012年）の金融商品取引法改正に関する一連の政令・内閣府令の改正が公布された。この中に、純粋持株会社等におけるインサイダー取引規制上の軽微基準の見直しが含まれている。
- 具体的には、上場会社が、純粋持株会社等（有価証券報告書において関係会社に対する売上高（製品・商品売上高を除く）が売上高の80%以上であるもの）に該当する場合は、インサイダー取引規制上の一定の重要事実の軽微基準を、単体ベースではなく、連結ベースで判断することとしている。
- 政令・内閣府令の改正は、2013年9月6日から施行されている。なお、純粋持株会社等に該当するか否かの判断は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されることになる。

※本稿は、2013年8月8日付レポート「純粋持株会社等におけるインサイダー軽微基準の見直し案」を、最終的な政令、府令等に基づき書き改めたものである。

はじめに（金融商品取引法の2012年改正に関する政・府令）

2013年9月4日、金融商品取引法に関連する次の政令・内閣府令が公布された¹。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第257号）

「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」（政令第258号。以下、改正政令）

「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第58号。以下、改正府令）

¹ 平成25年9月4日付官報（号外第194号）に掲載されている。なお、改正政令と改正府令の新旧対照表などは、金融庁のウェブサイトにも掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130830-3.html>）。

これは、昨年（2012年）9月6日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」²や、一昨年（2011年）12月にとりまとめられた金融審議会のインサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告書「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」（以下、2011年WG報告書）³などを踏まえた政令・内閣府令の改正である。

その主な内容をまとめると、次の通りである。

(1) インサイダー取引関連

- ① 純粋持株会社等に係る重要事実（重要事実に該当しないための「軽微基準」は、単体ベースでなく、連結ベースの計数を基準とする）
- ② 発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置（TDnetによる開示を容認する）
- ③ 合併又は会社分割による上場株券等の承継が、原則、インサイダー取引規制の対象とされたことに伴う規定の整備（「買付け等」の範囲、例外措置など）

(2) その他

- ④ 有価証券報告書等の虚偽記載に加担した外部協力者に対する課徴金の詳細など
- ⑤ 投資一任契約に関する運用報告書の取扱い

本稿では、これらのうち(1)①「純粋持株会社等に係る重要事実」を紹介する。

なお、2013年6月27日に金融庁が公表した「平成24年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令案の公表について」（以下、原案）⁴から一部修正があるものの、大枠は基本的に維持されている。

また、インサイダー取引規制を巡っては、本年（2013年）も、いわゆる情報伝達行為を規制・処罰の対象とする金融商品取引法の改正が行われているが⁵、これの細則などについては、今回の改正政令・改正府令には、盛り込まれていない。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/index.html>）に掲載されている。なお、拙稿「総合取引所などに関する金商法改正法成立」（2012年9月10日付レポート、<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12091001securities.html>）も参照。

³ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1.html）に掲載されている。なお、拙稿「インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告」（2012年2月9日付レポート、<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12020901securities.html>）も参照。

⁴ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130627-2.html>）に掲載されている。

⁵ 拙稿「情報伝達行為等に対するインサイダー規制」（2013年5月15日付レポート、http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130515_007165.html）など参照。

1. 改正政令・改政府令のポイントと背景

(1) 改正政令・改政府令のポイント

改正政令・改政府令では、上場会社が純粹持株会社等に該当する場合、インサイダー取引規制上の一定の重要事実について、その軽微基準や重要基準を、単体ベースではなく、連結ベースで判断することとしている。

(2) 見直しの背景

(i) 重要事実、軽微基準、重要基準

いわゆる会社関係者に対するインサイダー取引規制（内部者取引規制）とは、概ね、次のような内容の規制である（金融商品取引法 166 条 1 項）。

上場会社等の会社関係者が、その職務、権利の行使、権限などにより、業務等に関する「**重要事実**」を知った場合、その「**重要事実**」が公表された後でなければ、その会社の特定有価証券等（株式など）の売買等をしてはならない。

ここでいう「重要事実」とは、投資者の投資判断に影響を及ぼす可能性のある上場会社等の業務等に関する事実として、金融商品取引法及びその関連法令に規定されているもののことである。具体的には、次の 8 種類に分類されている（金融商品取引法 166 条 2 項）。

- ①上場会社等の決定事実（新株発行・自己株式処分、資本金の額の減少、自己株式の取得、合併など）
- ②上場会社等の発生事実（災害に起因する損害、主要株主の異動、訴訟の提起、行政処分など）
- ③上場会社等の決算に関する事実（業績予想、配当予想の修正等）
- ④上場会社等のその他の重要事実（会社の運営、業務、財産に関する重要事実で、投資者の判断に著しい影響を及ぼすもの（いわゆるバスケット条項））
- ⑤子会社に係る決定事実（子会社の合併、子会社の解散など）
- ⑥子会社の発生事実（子会社の災害に起因する損害、子会社への訴訟の提起、子会社の行政処分など）
- ⑦子会社の業績変動等（子会社の業績予想の修正等）

⑧子会社のその他の重要事実（子会社の運営、業務、財産に関する重要事実で、投資者の判断に著しい影響を及ぼすもの（いわゆる子会社に係るバスケット条項））

もともと、これら①～⑧に該当すれば、常にインサイダー取引規制上の「重要事実」に該当するというわけではなく、「投資者の投資判断に及ぼす影響」という観点から一定の基準が設けられているものがある。

例えば、「①上場会社等の決定事実」、「②上場会社等の発生事実」の一部の事項については、「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの」として一定の形式基準に該当するものを、「重要事実」から除く（つまり、インサイダー取引規制の適用範囲から除く）こととされている（金融商品取引法 166 条 2 項）。この形式基準のことを、通常、「軽微基準」と呼んでいる。

また、「③上場会社等の決算に関する事実」に関して、上場会社等（単体）の売上高等（売上高、経常利益、純利益）・配当、又はその上場会社等の属する企業集団（連結）の売上高等について、公表された直近の予想値（又は実績値）から比較して、新たな予想値（又は決算数値）において差異が生じた場合、これが「投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なもの」として一定の形式基準に該当すれば、「重要事実」に該当することとされている（金融商品取引法 166 条 2 項 3 号）。この形式基準のことを、通常、「重要基準」と呼んでいる。

(D) 純粋持株会社等における問題点

重要事実のうち、決定事実、発生事実における「軽微基準」には、一定の財務上の計数（純資産額、売上高など）に基づいて判断されるものがある。こうした「軽微基準」の指標となる財務上の計数は、上場会社本体の決定事実、発生事実（前記(イ)①②）に関しては、基本的に、（上場会社本体の）単体ベースで定められている。

また、「上場会社等の決算に関する事実」（前記(イ)③）における「重要基準」については、前述の通り、連結ベースの売上高等の変動だけではなく、単体ベースの売上高等の変動についても指標としている。

もちろん、株主・投資者が、直接、投資しているのが、上場会社本体の株式等である以上、こうした上場会社本体の単体ベースの財務上の計数を指標として、インサイダー取引規制上の重要事実該当するか否かを判断することにも、一定の合理性があることは事実であろう。しかし、特に、上場会社が、いわゆる純粋持株会社である場合、重要事実該当するか否かを、（純粋持株会社の）単体ベースの財務上の計数を用いて判断することは、株主・投資者をミスリードする危険性がある⁶。すなわち、本来、純粋持株会社は、株式の所有を通じて、専ら

⁶ 拙稿「インサイダー取引規制見直しに向けたWG報告」（2012年2月9日付レポート）、「純粋持株会社におけるインサイダー取引規制の論点」（2011年6月23日付レポート）など参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12020901securities.html>

子会社の経営管理などを行う機能を担っている。そのため、純粋持株会社の売上高は、「グループ全体の規模に比して小さなもの」⁷となりがちである。加えて、株主・投資者の関心も、主としてグループの連結ベースの数値にあり、純粋持株会社本体の単体ベースの数値については「さほど関心が高くない」⁸と考えられる。

そこで、今回の改正政令・改正府令は、2011年WG報告書の提言などを受けて、一定の要件を満たす純粋持株会社等（「特定上場会社等」）を対象に、一定の重要事実について、その軽微基準を、単体ベースを用いず、連結ベースの財務上の計数のみで判断することとしているのである。

2. 具体的な改正の内容

(1) 純粋持株会社等（「特定上場会社等」）の範囲

軽微基準等について、連結ベースの計数を用いるもの、すなわち、純粋持株会社等（「特定上場会社等」）の範囲は、次のように定められている（改正後の「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、取引等規制府令）49条2項）。

- ◇上場会社等であって、
- ◇直近の有価証券報告書又はこれに類する書類（注1）に含まれる最近事業年度の損益計算書において、
- ◇関係会社（注2）に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が
- ◇売上高の総額の80%以上を占めているもの。

（注1）認可金融商品取引業協会（具体的には、日本証券業協会）の規則の定めるところにより取扱有価証券（グリーンシート銘柄・フェニックス銘柄）に関して提出しなければならないこととされているものであって、公衆の縦覧に供されているものに限る。

（注2）ここでいう関係会社とは、親会社、子会社、関連会社、その会社を関連会社とする会社等（その他の関係会社）をいうとされている（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」8条8項）。

これは、連結ベースの計数を用いるべき対象について、2011年WG報告書の「グループ会社から売上高（収益）の依存度に基づいて定めることが適当」⁹、「関係会社からの収益依存度の水準は80%以上とすることが適当」¹⁰といった提言を踏まえたものと考えられる。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/11062301securities.html>

⁷ 2011年WG報告書 p. 3。

⁸ 2011年WG報告書 p. 3。

⁹ 2011年WG報告書 p. 4。

¹⁰ 2011年WG報告書 p. 5。

ここで、関係会社に対する売上高から「製品売上高及び商品売上高」が除かれているのは、「上場会社等が製品・商品を製造しその子会社が販売会社である場合等がある」¹¹との2011年WG報告書の指摘を踏まえたものと考えられる。

なお、金融庁は、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」¹²（以下、「金融庁の考え方」）の中で、文字通り「製品売上高及び商品売上高」という科目に該当するものがないとしても、「製品売上高又は商品売上高に相当する科目があれば、それを除外すべき」との見解を示している（「金融庁の考え方」No.6）。

また、原案では、売上高の関係会社からの依存度を確認する上で、「直近の有価証券報告書」のみが判断材料とされていた。これが、改府令では、グリーンシート銘柄、フェニックス銘柄を念頭に、日本証券業協会の規則に基づいてこれらの発行会社が提出する「会社内容説明書」も追加されている（「金融庁の考え方」No.7参照）。

(2) 軽微基準・重要基準

改正政令・改府令の下では、純資産額や売上高などを指標とする軽微基準・重要基準について、純粹持株会社等（「特定上場会社等」）の場合は、その会社（単体）ではなく、その会社の属する企業集団、すなわち連結ベースで判断することとしている。

具体的には、次ページ以下のように定められている（改正後の取引等規制府令49条1項、50条、51条）。

¹¹ 2011年WG報告書 p.4。

¹² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130830-3/00.pdf>）に掲載されている。

①上場会社等の決定事実の軽微基準（注1）

重要事実	軽微基準（原則）	純粋持株会社等の特例
新株発行、新株予約権発行など	払込金額総額が1億円未満	同左
資本金の額の減少	—	—
法定準備金の額の減少	—	—
自己株式の取得	—	—
株式無償割当て、新株予約権無償割当て	割当ての割合10%未満	同左
株式分割	増加の割合10%未満	同左
剰余金の配当	変動率が20%未満	同左
株式交換（完全親会社化）	①次のaかつbに該当する a. 完全子会社の総資産の帳簿価額が、 完全親会社（単体） の純資産額の30%未満 b. 完全子会社の売上高が、 完全親会社（単体） の売上高の10%未満 又は ②子会社との株式交換	①次のaかつbに該当する a. 完全子会社の総資産の帳簿価額が、 完全親会社の属する企業集団（連結） の純資産額の30%未満 b. 完全子会社の売上高が、 完全親会社の属する企業集団（連結） の売上高の10%未満 又は ②子会社との株式交換
株式交換（完全子会社化）	—	—
株式移転	—	—
合併（存続会社）	①次のaかつbに該当する a. 合併による資産の増加額が、 会社（単体） の純資産額の30%未満の見込み b. 合併予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも合併による 会社（単体） の売上高の増加額が10%未満の見込み 又は ②完全子会社との合併	①次のaかつbに該当する a. 合併による資産の増加額が、 企業集団（連結） の純資産額の30%未満の見込み b. 合併予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも合併による 企業集団（連結） の売上高の増加額が10%未満の見込み 又は ②完全子会社との合併
合併（消滅会社、新設合併）	—	—
会社分割（分割会社）	①分割に係る資産の帳簿価額が、 会社（単体） の純資産額の30%未満 かつ ②分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも分割による 会社（単体） の売上高の減少額が10%未満の見込み	①分割に係る資産の帳簿価額が、 企業集団（連結） の純資産額の30%未満 かつ ②分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも分割による 企業集団（連結） の売上高の減少額が10%未満の見込み

会社分割（承継会社）	<p>①分割による資産の増加額が、会社（単体）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも分割による会社（単体）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p>	<p>①分割による資産の増加額が、企業集団（連結）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②分割予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも分割による企業集団（連結）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p>
事業譲渡	<p>①事業譲渡に係る資産の帳簿価額が、会社（単体）の純資産額の30%未満</p> <p>かつ</p> <p>②事業譲渡予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも事業譲渡による会社（単体）の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>	<p>①事業譲渡に係る資産の帳簿価額が、企業集団（連結）の純資産額の30%未満</p> <p>かつ</p> <p>②事業譲渡予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも事業譲渡による企業集団（連結）の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>
事業譲受け	<p>①次の a かつ b に該当する</p> <p>a. 事業譲受けによる資産の増加額が、会社（単体）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>b. 事業譲受け予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも事業譲受けによる会社（単体）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>又は</p> <p>②完全子会社からの事業譲受け</p>	<p>①次の a かつ b に該当する</p> <p>a. 事業譲受けによる資産の増加額が、企業集団（連結）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>b. 事業譲受け予定日の属する事業年度及び翌事業年度において、いずれも事業譲受けによる企業集団（連結）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>又は</p> <p>②完全子会社からの事業譲受け</p>
解散（合併による解散を除く）	—	—
新製品・新技術の企業化	<p>①新製品の販売等の開始予定日後3事業年度において、いずれも新製品の販売等による会社（単体）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②新製品の販売等の開始のための特別支出額の合計額が会社（単体）の固定資産の帳簿価額の10%未満の見込み</p>	<p>①新製品の販売等の開始予定日後3事業年度において、いずれも新製品の販売等による企業集団（連結）の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②新製品の販売等の開始のための特別支出額の合計額が企業集団（連結）の固定資産の帳簿価額の10%未満の見込み</p>

<p>業務上の提携</p>	<p>①業務提携予定日後3事業年度において、いずれも業務提携による<u>会社（単体）</u>の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②次のa～cの場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得する場合</p> <p>◇新たに取得する株式等の取得価額が<u>会社（単体）</u>の純資産額と資本金の額のいずれか少ない金額の10%未満の見込み</p> <p>b. 相手方に株式を取得される場合</p> <p>◇相手方に取得される株式の数が、発行済株式総数の5%以下の見込み</p> <p>c. 共同して新会社を設立する場合</p> <p>◇新会社の設立予定日後3事業年度の末日における（新会社の）総資産の帳簿価額に設立時の出資比率を乗じた額が、いずれも<u>会社（単体）</u>の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>◇同3事業年度における新会社の売上高に出資比率を乗じた額が、いずれも<u>会社（単体）</u>の売上高の10%未満の見込み</p>	<p>①業務提携予定日後3事業年度において、いずれも業務提携による<u>企業集団（連結）</u>の売上高の増加額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②次のa～cの場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得する場合</p> <p>◇新たに取得する株式等の取得価額が<u>企業集団（連結）</u>の純資産額と資本金の額のいずれか少ない金額の10%未満の見込み</p> <p>b. 相手方に株式を取得される場合</p> <p>同左</p> <p>c. 共同して新会社を設立する場合</p> <p>◇新会社の設立予定日後3事業年度の末日における（新会社の）総資産の帳簿価額に設立時の出資比率を乗じた額が、いずれも<u>企業集団（連結）</u>の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>◇同3事業年度における新会社の売上高に出資比率を乗じた額が、いずれも<u>企業集団（連結）</u>の売上高の10%未満の見込み</p>
<p>業務上の提携の解消</p>	<p>①業務解消予定日後3事業年度において、いずれも業務提携による<u>会社（単体）</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②次のa～cの場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得している場合</p>	<p>①業務解消予定日後3事業年度において、いずれも業務提携による<u>企業集団（連結）</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②次のa～cの場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得している場合</p>

	<p>◇取得している株式等の帳簿価額が会社（単体）の純資産額と資本金の額のいずれか少ない金額の10%未満</p> <p>b. 相手方に株式を取得されている場合</p> <p>◇相手方に取得されている株式の数が、発行済株式総数の5%以下</p> <p>c. 共同して新会社を設立している場合</p> <p>◇新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じた額が、会社（単体）の純資産額の30%未満</p> <p>かつ</p> <p>◇新会社の売上高に出資比率を乗じた額が、会社（単体）の売上高の10%未満</p>	<p>◇取得している株式等の帳簿価額が企業集団（連結）の純資産額と資本金の額のいずれか少ない金額の10%未満</p> <p>b. 相手方に株式を取得されている場合</p> <p>同左</p> <p>c. 共同して新会社を設立している場合</p> <p>◇新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じた額が、企業集団（連結）の純資産額の30%未満</p> <p>かつ</p> <p>◇新会社の売上高に出資比率を乗じた額が、企業集団（連結）の売上高の10%未満</p>
子会社の異動を伴う株式等の譲渡・取得	<p>次の①又は②のいずれかに該当する子会社（注2）の異動</p> <p>①次の a かつ b に該当する</p> <p>a. 子会社又は新たに子会社となる会社の総資産の帳簿価額が、会社（単体）の純資産額の30%未満</p> <p>b. 子会社又は新たに子会社となる会社の売上高が、会社（単体）の売上高の10%未満</p> <p>②次の c かつ d に該当する</p> <p>c. 新設子会社の設立予定日後3事業年度の末日における総資産の帳簿価額が、いずれも会社（単体）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>d. 同3事業年度における新設子会社の売上高が、いずれも会社（単体）の売上高の10%未満の見込み</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当する子会社（注2）の異動</p> <p>①次の a かつ b に該当する</p> <p>a. 子会社又は新たに子会社となる会社の総資産の帳簿価額が、企業集団（連結）の純資産額の30%未満</p> <p>b. 子会社又は新たに子会社となる会社の売上高が、企業集団（連結）の売上高の10%未満</p> <p>②次の c かつ d に該当する</p> <p>c. 新設子会社の設立予定日後3事業年度の末日における総資産の帳簿価額が、いずれも企業集団（連結）の純資産額の30%未満の見込み</p> <p>d. 同3事業年度における新設子会社の売上高が、いずれも企業集団（連結）の売上高の10%未満の見込み</p>
固定資産の譲渡	譲渡する固定資産の帳簿価額が、 会社（単体） の純資産額の30%未満	譲渡する固定資産の帳簿価額が、 企業集団（連結） の純資産額の30%未満
固定資産の取得	取得する固定資産の取得価額が、 会社（単体） の純資産額の30%未満の見込み	取得する固定資産の取得価額が、 企業集団（連結） の純資産額の30%未満の見込み

事業の休止・廃止	事業の休止・廃止予定日後3事業年度において、いずれも休止・廃止による 会社（単体） の売上高の減少額が10%未満の見込み	事業の休止・廃止予定日後3事業年度において、いずれも休止・廃止による 企業集団（連結） の売上高の減少額が10%未満の見込み
上場廃止申請、登録取消申請	—	—
破産手続開始などの申立て	—	—
新たな事業の開始	①新事業開始予定日後3事業年度において、いずれも新事業開始による 会社（単体） の売上高の増加額が10%未満の見込み かつ ②新事業開始のための特別支出額合計額が 会社（単体） の固定資産の帳簿価額の10%未満の見込み	①新事業開始予定日後3事業年度において、いずれも新事業開始による 企業集団（連結） の売上高の増加額が10%未満の見込み かつ ②新事業開始のための特別支出額合計額が 企業集団（連結） の固定資産の帳簿価額の10%未満の見込み
いわゆる防戦買いの要請	—	—
預金保険法74条5項の規定による申出（注3）	—	—

（注1）要件に該当した場合は、「重要事実」から除外される。

（注2）連動子会社を除く。

（注3）金融機関が、その財産をもって債務を完済することができないとき又はその業務・財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときに行うことを義務付けられている内閣総理大臣への申出のこと。

（注4）図表中「〇〇後3事業年度」とあるのは、厳密には「〇〇日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度」を意味する。

②上場会社等の発生事実の軽微基準（注1）

重要事実	軽微基準（原則）	純粋持株会社等の特例
災害に起因する損害、業務執行の過程で生じた損害	損害額が、 会社（単体） の純資産額の3%未満の見込み	損害額が、 企業集団（連結） の純資産額の3%未満の見込み
主要株主の異動	—	—
上場廃止等の原因となる事実	社債、優先株に係る上場廃止原因等となる事実が生じたこと（普通株式の上場廃止原因等を除く）	同左
訴訟の提起、判決等	①訴えの提起の場合 a. 訴訟の目的の価額が、 会社（単体） の純資産額の15%未満 かつ b. 直ちに敗訴したとした場合、訴えの提起後3事業年度において、いずれも敗訴による 会社（単体） の売上高の減少額が10%未満の見込み	①訴えの提起の場合 a. 訴訟の目的の価額が、 企業集団（連結） の純資産額の15%未満 かつ b. 直ちに敗訴したとした場合、訴えの提起後3事業年度において、いずれも敗訴による 企業集団（連結） の売上高の減少額が10%未満の見込み

	<p>②判決等の場合</p> <p>c. 前記①の基準に該当する訴えについての判決等の場合又は</p> <p>d. 前記①の基準に該当しない訴えについて訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(イ)かつ(ロ)に該当する</p> <p>(イ) 判決等により給付する財産の額が、<u>会社(単体)</u>の純資産額の3%未満の見込み</p> <p>(ロ) 判決等の後3事業年度において、いずれも判決等による<u>会社(単体)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>	<p>②判決等の場合</p> <p>c. 前記①の基準に該当する訴えについての判決等の場合又は</p> <p>d. 前記①の基準に該当しない訴えについて訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(イ)かつ(ロ)に該当する</p> <p>(イ) 判決等により給付する財産の額が、<u>企業集団(連結)</u>の純資産額の3%未満の見込み</p> <p>(ロ) 判決等の後3事業年度において、いずれも判決等による<u>企業集団(連結)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>
仮処分命令（事業の差止めなど）の申立て、裁判等	<p>①仮処分命令の申立ての場合 直ちに仮処分命令が発せられたとした場合、申立て後3事業年度において、いずれも仮処分命令による<u>会社(単体)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p> <p>②仮処分命令の裁判等の場合 裁判等の後3事業年度において、いずれも裁判等による<u>会社(単体)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>	<p>①仮処分命令の申立ての場合 直ちに仮処分命令が発せられたとした場合、申立て後3事業年度において、いずれも仮処分命令による<u>企業集団(連結)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p> <p>②仮処分命令の裁判等の場合 裁判等の後3事業年度において、いずれも裁判等による<u>企業集団(連結)</u>の売上高の減少額が10%未満の見込み</p>
行政庁による法令に基づく処分（免許の取消など）	処分後3事業年度において、いずれも処分による <u>会社(単体)</u> の売上高の減少額が10%未満の見込み	処分後3事業年度において、いずれも処分による <u>企業集団(連結)</u> の売上高の減少額が10%未満の見込み
親会社の異動	—	—
債権者等による破産手続開始の申立て等	—	—
手形等の不渡り等	—	—
親会社に係る破産手続開始の申立て等	—	—
債権の取立不能、取立遅延	売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務不履行のおそれのある額が、 <u>会社(単体)</u> の純資産額の3%未満の見込み	売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務不履行のおそれのある額が、 <u>企業集団(連結)</u> の純資産額の3%未満の見込み
主要取引先との取引の停止	取引停止後3事業年度において、いずれも取引停止による <u>会社(単体)</u> の売上高の減少額が、10%未満の見込み	取引停止後3事業年度において、いずれも取引停止による <u>企業集団(連結)</u> の売上高の減少額が、10%未満の見込み
債務免除等の金融支援	債務免除等の額が、 <u>会社(単体)</u> の債務総額の10%未満	債務免除等の額が、 <u>企業集団(連結)</u> の債務総額の10%未満

資源の発見	資源の採掘・採取開始後3事業年度において、いずれもその資源を利用する事業による 会社(単体) の売上高の増加額が10%未満の見込み	資源の採掘・採取開始後3事業年度において、いずれもその資源を利用する事業による 企業集団(連結) の売上高の増加額が10%未満の見込み
取扱い有価証券指定取消しの原因となる事実	優先株に係る指定取消原因となる事実が生じたこと(普通株式の指定取消原因を除く)	同左

(注1) 要件に該当した場合は、「重要事実」から除外される。

(注2) 図表中「〇〇後3事業年度」とあるのは、厳密には「〇〇日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度」を意味する。

③上場会社等の決算に関する事実(重要基準(注))

重要事実	重要基準(原則)	純粋持株会社等の特例
売上高(予想)の修正等	単体又は連結 で変動率が10%以上	連結 で変動率が10%以上
経常利益(予想)の修正等	単体又は連結 で①かつ②に該当する ①変動率が30%以上 ②変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の5%以上	連結 で①かつ②に該当する ①変動率が30%以上 ②変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の5%以上
純利益(予想)の修正等	単体又は連結 で①かつ②に該当する ①変動率が30%以上 ②変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の2.5%以上	連結 で①かつ②に該当する ①変動率が30%以上 ②変動幅が前事業年度末の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の2.5%以上
剰余金の配当(予想)の修正等	(単体で)変動率が20%以上	同左

(注) 前記①、②の軽微基準と異なり、ここでは要件に該当した場合に「重要事実」となる。

(3)子会社に関する重要事実

改正政令・改政府令では、子会社に関する重要事実については、特段、純粋持株会社等の特例は設けられていない。これは、改正前の制度の下でも、「子会社に係る決定事実」や「子会社の発生事実」の軽微基準は、原則、連結ベースで設計されており、「子会社の業績変動等」は、そもそも上場子会社などに適用対象が限定されているためと思われる。

ただし、直接、純粋持株会社等と関係するものではないが、子会社に関する重要事実の軽微基準について、次のような見直しが盛り込まれている。

①業務上の提携、解消

子会社における「業務上の提携」に関する軽微基準について、次のような見直しが行われて

いる（改正後の取引等規制府令 52 条 1 項 7 号イ）。同様の見直しは、子会社における「業務上の提携の解消」についても行われている（同 52 条 1 項 7 号ロ）。

子会社に関する重要事実	改正前の軽微基準	改正後の軽微基準
業務上の提携	<p>①業務提携予定日後 3 事業年度において、いずれも業務提携による企業集団（連結）の売上高の増加額が 10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>②次の a～c の場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得する場合 ◇新たに取得する株式等の取得価額が企業集団（連結）の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の 10%未満の見込み</p> <p>b. 相手方に株式を取得される場合 ◇<u>相手方に取得される（子会社）株式の数が、子会社の発行済株式総数の 5% 以下の見込み</u></p> <p>c. 共同して新会社を設立する場合 ◇新会社の設立予定日後 3 事業年度の末日における（新会社の）総資産の帳簿価額に設立時の出資比率を乗じた額が、いずれも企業集団（連結）の純資産額の 30% 未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>◇同 3 事業年度における新会社の売上高に出資比率を乗じた額が、いずれも企業集団（連結）の売上高の 10% 未満の見込み</p>	<p>①同左</p> <p>かつ</p> <p>②次の a～c の場合には、それぞれに該当すること</p> <p>a. 相手方の株式等を取得する場合 同左</p> <p>b. 相手方に株式を取得される場合 ◇<u>相手方に取得される（子会社）株式の取得価額が、企業集団（連結）の純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の 10% 未満の見込み</u></p> <p>c. 共同して新会社を設立する場合 同左</p>

（注）図表中「〇〇後 3 事業年度」とあるのは、厳密には「〇〇日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度」を意味する。

つまり、子会社の業務提携（その解消）であって、業務提携の相手方が子会社株式を取得する（取得している）場合の軽微基準について、改正前は、子会社に対する持分割合（5%以下）が判断基準とされていた。これが、改正後は、連結ベースで見た子会社に対する出資額の大き

さ（連結ベースの純資産額と資本金の額のいずれか少なくない金額の 10%未満）を判断基準とすることとしている¹³。

その結果、理論上は、小規模な子会社に対するものであれば、5%超の出資であっても、相手方に取得される子会社株式の取得価額が小さいことから、連結ベースで見た影響が限定的であるとして、軽微基準が適用される（つまり、重要事実に該当しない）可能性がある。他方、重要性の高い子会社については、5%以下の出資であっても、相手方に取得される子会社株式の取得価額も大きなものとなり、連結ベースで見た影響が無視できないとして、軽微基準が適用されない（つまり、重要事実に該当する）可能性があるものと考えられる。

②新製品・新技術の企業化など

子会社における「新製品・新技術の企業化」に関する軽微基準のうち、売上高に関する部分について、次のような見直しが行われている（改正後の取引等規制府令 52 条 1 項 6 号）。同様の見直しは、子会社における「事業の休止・廃止」、「新たな事業の開始」、「訴訟の提起、判決等」、「仮処分命令の申立て、裁判等」、「法令に基づく処分」、「主要取引先との取引の停止」、「資源の発見」についても行われている（同 52 条 1 項 10、11 号、53 条 1 項 2、3、4、6、8 号）。

改正前	改正後
……売上高の増加額（減少額）が 当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 未満 ……	…… 当該上場会社等の属する企業集団の 売上高の増加額（減少額）が 当該企業集団の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 未満 ……

改正政令・改正府令では、軽微基準の指標（分子）となる売上高の増加額（減少額）について、（子会社単体ベースではなく）企業集団（連結）ベースとすることと定めている。

3. 有価証券報告書等における開示

前記 2 (1) (2) の改正に伴い、連結ベースでの軽微基準などが適用される場合、すなわち、その会社が、純粋持株会社等（「特定上場会社等」）に該当する場合には、有価証券報告書等において開示することが求められている。

具体的には、有価証券報告書の場合、その有価証券報告書が公衆縦覧に供されることにより、

¹³ 同様の見直しは、別途、東京証券取引所における適時開示についても行われている（改正後の東京証券取引所有価証券上場規程施行規則 403 条 7 号など）。東京証券取引所の下記ウェブサイト参照。

（概要） <http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gje6000000myd3-att/b7gje6000003rxqe.pdf>

（新旧対照表） <http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gje6000000myd3-att/b7gje6000003rxqm.pdf>

提出会社が「特定上場会社等に該当することとなる場合」には、「その旨及びその内容」を「事業の内容」において開示することが求められている（改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第三号様式 記載上の注意(7)など）。

ここで開示すべき「その旨及びその内容」のうち、「その内容」については、例えば、「特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる」ことなどを記載することが想定されているようだ（「金融庁の考え方」No. 10）。

4. 施行時期

改正政令・改正府令は、2013年9月6日から施行されている（改正政令附則1項、改正府令附則1条など）。

ただし、実際に、見直された連結ベースでの軽微基準・重要基準を適用するに当たっては、純粋持株会社等（「特定上場会社等」）に該当するか否かの判断が必要となる。

この点について、純粋持株会社等（「特定上場会社等」）に該当するか否かの判断基準に関する規定（改正後の取引等規制府令49条2項、前記2(1)参照）に関しては、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（又はこれに類する書類）から適用することとされている（改正府令附則2条）。